

令和4年度予算編成方針

第1 本市を取り巻く財政状況と令和4年度の見通し

我が国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により国民生活や経済活動に大きな影響を受け、感染防止対策やワクチン接種の促進などにより経済は持ち直しつつあるものの、国内外の感染症の再拡大による景気の下振れリスクに留意する必要がある、予断を許さない状況にある。

こうした中であって、本市においては、人口減少対策を市政の最重要課題とし、「県都『あきた』創生プラン」（第14次秋田市総合計画）と「第3期・県都『あきた』改革プラン」（第7次秋田市行政改革大綱）を市政運営の両輪としながら、全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。

令和4年度における本市の財政状況の見通しについて、歳入では、根幹をなす市税は、雇用・所得環境の改善や企業収益の回復等による個人市民税や法人市民税の増加を、譲与税・交付金は、消費の回復に伴う地方消費税交付金の増加をそれぞれ見込んでいる。一方、地方交付税および臨時財政対策債は、国の地方財政収支の仮試算を踏まえ減少を見込んでおり、歳入全体では3年度予算と比較して20.1億円の減となる見込みである。こうした状況ではあるが、将来にわたる安定した財政運営の確保のため、財源不足を補てんする基金の取崩しは10億円にとどめるものとする。

歳出（一般財源ベース）では、人件費が微減となる一方で、措置費および公債費が微増となることから、義務的経費全体では、3年度予算と比較して微増となる見込みである。また、政策経費のうち、創生戦略事業に要する経費については予算を優先的に確保する必要がある。

以上の歳入歳出の見通しを踏まえると、裁量的な政策経費等を3年度と同程度に見積もったとしても、多額の収支不足が生じる見通しとなることから、歳入規模に見合った歳出構造を堅持するためには、全事業について効果や執行状況等を踏まえた十分な検証により、事業の取捨選択や見直しを徹底して行わなければならない。

なお、現段階では、国の予算や地方財政対策の動向等、不確定な要素も多いため、各部局において積極的に情報収集に努めるとともに、適切な対応を講じていく。

第2 予算編成の基本的な考え方

「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を着実に推進するとともに、創生戦略事業に一体的かつ集中的に経営資源を投入するほか、「第3期・県都『あきた』改革プラン」に掲げた取組を着実に実施し、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するため、以下の考え方により取り組むこととする。

1 最重要課題への対応

人口減少対策を市政の最重要課題と位置づけ、人口減少の抑制はもちろん、人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に取り組む、元気な秋田市と暮らしの豊かさを次世代に引き継いでいくため、「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策・事業に予算を重点配分する。

2 施策・事業の検証と財源の捻出

施策・事業の検討に際しては、単に前例を踏襲することなく、部局内での優先順位を精査するとともに、補助金や市債等の特定財源の有無にかかわらず、必要性、有効性、経済性、効率性の観点から、その妥当性等を十分に検証し、限られた財源の効果的・効率的な活用に取り組むこと。

特に、創生戦略事業を含めた全ての政策経費に関し、新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、スクラップアンドビルドが前提であり、既存事業の徹底した見直しによる財源の捻出を原則とする。

そのため、真に必要な経費の精査と創意工夫により、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

3 歳入の確保と新規財源の開拓

自主財源を確保するため、市税および税外収入の収納率向上を図るほか、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持・向上につなげるという観点から新規財源の開拓について積極的に取り組むこと。

4 市債の抑制

市債発行額の増加は後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、市債残高の縮減を図るため、全会計において市債発行の抑制に努めること。

5 通年型予算の徹底

歳入に繰越金と基金繰入金を計上し、創生戦略事業を含む政策経費に係る一般財源の所要額を最大限見込んでいることから、年間の所要額を精査して要求すること。

したがって、国の制度改正により予算補正を行う必要が生じた場合等を除き、年度途中での補正予算は原則として認めないので留意すること。

第3 予算要求方法

1 義務的経費

人件費・措置費・公債費は、実績等を踏まえ適正に見積もること。

特に、措置費については、国や県の動向等を注視し、対象者数や伸び率などについて徹底した精査を行うこと。

2 経常経費

(1) 経常経費については、**部局枠配分**を行う。加算減算対象経費等を除き、前年度一般財源ベースで $\Delta 5\%$ としたので、部局枠配分額の範囲内で要求すること。

(2) 令和2年度から供用を開始した新規施設の管理経費については、通年ベースでの予算執行状況を確認できる状況にあることから、**一件査定により精査**を行うので、実績等を踏まえ適正に見積もること。

3 政策経費（創生戦略事業）

(1) 行政経営会議において創生戦略事業に位置づけられた事業を対象に、**一件査定**を行う。

(2) 創生戦略事業に係る一般財源は**約 47 億円**を見込んでいることから、各部局においては、新規事業の企画立案や継続事業の効率化・重点化を図り、前年度一般財源ベースで $\Delta 10\%$ を基本として要求すること。

(3) 行政経営会議において、実施が不相当と判断された事業の要求は認めない。

4 政策経費（創生戦略事業以外の政策経費）

(1) 新規事業については、**一件査定**を行う。

(2) 継続事業のうち、市長公約事業は、**一件査定**を行う。

(3) 企業会計等への繰出金および除排雪経費については、**一件査定**を行う。

(4) (1)～(3)以外の政策経費については、**全て部局枠配分**を行う。加算減算対象経費等を除き、前年度一般財源ベースで $\Delta 20\%$ と見込んでいることから、事業部局の裁量により部局内の事務事業の優先順位を考慮し、事業の取捨選択や見直しを徹底するなど、これまで以上の効率化・重点化を図りながら要求すること。

5 部局経営努力分の設定

(1) 枠配分を超えた削減を実施した部分又は広告料収入等で新規財源として獲得した部分については、「部局経営努力分」として設定し、原則単年度で一件査定事業の中から充当先を各部局が選択できることとする。

(2) 部局が選択した事業については、その内容の精査を経て優先的に採択を行う。

(3) 事業部局が選択した事業が採択されない場合は、部局が要求してきた他の事業について、優先順位を考慮した上で、採択を行う。

6 今後の日程（予定）

予算案提出期限	令和3年11月1日（月）
財政担当査定	～11月中旬
財政課長査定	令和3年11月中旬～12月上旬
企画財政部長査定	令和3年12月中旬～12月下旬
市長査定	令和4年1月上旬～1月中旬

第4 個別事項

1 歳入

- (1) 国・県支出金等の制度を最大限に活用し、財源確保に努めること。
なお、国・県の予算編成の動向を十分に見極め、年度途中で不足が生じることのないよう適正に見積もること。
- (2) 使用料・手数料については、これまでも受益と負担の適正化に基づく見直しを行ってきているが、引き続き負担の公平性の観点に立って検証すること。
- (3) 市債については、原則、後年度交付税措置されるものに限ること。
また、起債制度の変更および地方交付税制度の見直しにより、起債対象や充当率、交付税対象の変更が考えられることから、計上に当たっては十分注意すること。
なお、市債の発行を元金償還額以下に抑制し、プライマリーバランスの黒字を確保するための調整を行う。
- (4) 新規財源については、引き続き、広告の掲載、広告板の設置を進めるとともに、「飲料水等自動販売機の設置に関する基本方針」に基づく行政財産の貸付やネーミングライツ、クラウド・ファンディング、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用等による財源の獲得のほか、他団体で取り組んでいる財源確保策を参考にするなど、積極的に取り組むこと。
- (5) 行政財産として利用計画のない公有財産については、「秋田市未利用公有財産利活用指針」に基づき、売却や利活用等を積極的に推進すること。

2 歳出

- (1) 普通建設事業については、事業の必要性や効果、コストの縮減、事業箇所の優先順位等を総合的に検討し、積算すること。
特に、大規模事業については、本市の財政に与える影響が大きいことを十分に認識し、部局内において年度間調整等を考慮した上で、予算要求すること。
また、当該普通建設事業によって整備される施設の維持管理費等が将来の本市財政に与える影響にも十分配慮し、事業量を設定すること。
なお、「公共工事のコスト縮減に伴う事前協議について」（令和3年10月11日付け令3工検室第802号）に基づき、対象となる事業については、工事検査室と事前協議を行うこと。

(2) 補助金については、市単独補助金に限らず、行政の責任分野、経費負担のあり方、事業効果等を十分に精査し、明確な基準の下で予算要求すること。

また、交付先における補助金の用途や異なる機関からの重複受給の有無等、実態の十分な把握に努めること。

(3) 委託料については、積算根拠や委託手法等の見直しを行い、委託料の削減に努めること。

特に、随意契約をしている委託業務については、一般競争入札への切替えを積極的に進め、切替えができない業務についても、削減手法の検討を行うこと。

(4) 市有施設については、事業効果等を総合的に検証し、あり方の見直しが必要な施設は、財産の売却、譲渡、転用、廃止を積極的に進めること。

(5) 予算の流用については、原則として認めない。そのため、事業の精度を高め適切な積算を行い予算要求すること。

(6) 複数の部局にかかわる事務事業への対応については、連携推進官を中心に部局間相互で緊密に連絡を取り合い、十分な調整を行った上で見積もること。

(7) 既存システムの改修や新たなシステム調達など、基幹系業務システム、その他情報システムに関する事業を予算要求する場合は、「ICT推進担当課長との事前協議について」（平成25年8月1日付け情統第89号）、「情報システム開発・改修に伴う適正な事務執行について」（平成27年7月7日付け総号外）および「既存システムの改修や新たなシステムの調達に係る手続等について」（令和3年7月16日付け令3情統第1602号）に基づき、情報統計課と事前協議を行うこと。

(8) 特別会計、公営企業会計および独立行政法人への繰出金等については、独立採算の原則を踏まえ、一般会計からの財政援助に過度に依存しないよう、基準内外を問わず見直しを図った上で予算要求すること。

(9) 公共施設等の修繕や統合および更新を伴う整備については、行財政改革実施会議において決定する施設整備事業の優先度との整合を図ること。

なお、事業の採択に当たっては、国・県支出金や市債等の財源を最大限に活用した上で、公共施設等整備基金繰入金を財源として見込むが、同基金の取崩額に上限を定め、部局を越えて全庁的に優先度を見極めることとする。

3 その他の事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の動向等に対応した取組として必要が生じた場合は、予算編成の過程で別途整理する。

(2) 予算査定資料の変更点・確認事項等の参考資料については、必要に応じて別途送付する。